

## 大阪府グリーン調達方針の改定概要

### ◆ 大阪府グリーン調達方針の策定根拠

#### ○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称“グリーン購入法”）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

#### ○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（通称“環境配慮契約法”）

第十一条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

#### ○ 大阪府循環型社会形成推進条例

第十三条 ～ 第一項省略 ～

2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。

◆平成 28 年 2 月 2 日に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に準じ、商品等の流通状況や地域性などを考慮して「大阪府グリーン調達方針」の見直しを行う。

### ◆主な変更点

#### （1）繊維製品に係る基準の見直し

##### ○制服・作業服、インテリア・寝袋寝具、その他繊維製品に係る 17 品目

- ・故繊維（古着等）由来のリサイクル繊維に係る基準の追加
- ・植物由来合成繊維に係る基準の見直し

#### （2）省エネ、地球温暖化防止に係る基準の見直し

##### ○家庭用エアコンディショナー

- ・冷媒の地球温暖化係数に係る基準の見直し

##### ○ガスヒートポンプ式冷暖房機、ガスヒートポンプ式空気調和機

- ・エネルギー消費効率に係る基準の見直し

##### ○LED道路照明

- ・LED道路照明の普及に伴い、当該品目に係る基準を追加

◆変更の概要

分野名 品目名	変更概要 (★：判断基準 ○：配慮事項 ※：その他の事項)
紙類	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
文具類 ボールペン	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正 ★ 芯が交換できることを判断の基準に追加（経過措置の設定）
オフィス家具等	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正 ★ 植物由来プラスチックに係る判断の基準の変更
画像機器等 トナーカートリッジ、インクカートリッジ	★ 化学安全性に係る基準の変更（EUの化学品規則等への対応に係る備考の修正）
電子計算機等 記録用メディア	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
家電製品 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座	※ 定格内容積 250 ㍓超 400 ㍓以下の製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置の延長 ※ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品の省エネ基準について、1 年間の経過措置の延長 ※ 瞬間式の温水洗浄便座のうち、タイマー方式等の公共向け製品について、エネルギー消費効率に係る経過措置の延長
エアコンディショナー等 エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機	★ 家庭用エアコンについて、冷媒の GWP が 750 以下であることを判断の基準に追加（配慮事項からの格上げ） ★ 期間成績係数に係る判断の基準の変更（JIS 規格の改定に伴う見直し） ※ 対象範囲の見直し（JIS 適合外機種を対象から削除）
温水器等 ヒートポンプ式電気給湯器	※ エネルギー消費効率に係る経過措置の終了
自動車等 自動車	○ 植物を原料とするプラスチック等の使用を配慮事項に追加
制服・作業服 制服、作業服 帽子	★ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等 ★ 故繊維に係る判断の基準の追加等
インテリア・寝装寝具 カーテン、布製ブラインド	★ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等（バイオベース合成ポリマー含有率の適用については、1 年間の経過措置の設定）

	タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん	★ 故繊維に係る判断の基準の追加等
	ニードルパンチカーペット、マットレス	★ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等
	ベッドフレーム	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
その他繊維製品		
	集会用テント	※ 日射反射率保持率に係る経過措置の延長
	防球ネット、旗、のぼり、幕	★ 故繊維及び植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等
設備		
	太陽熱利用システム	★ 集熱効率から集熱率に基準を変更
災害備蓄用品		
	(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池：再掲)	★ 故繊維に係る判断の基準の追加等
公共工事		
	高日射反射率塗料	※ 日射反射率保持率に係る経過措置の終了
	環境配慮型道路照明	※ 品目名称を「LED 道路照明」に変更 ★ ED 道路照明に係る判断の基準の記載の追加 ★ 高圧ナトリウムランプ、セラミックメタルハライドランプに係る判断の基準の削除
	断熱サッシ・ドア	○ 断熱性に係る配慮事項の変更（経済産業省告示制定に伴う変更）
資材	製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板	※ 木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係るただし書きに関する備考の修正
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	★ 期間成績係数に係る判断の基準の変更（JIS 規格の改定に伴う変更） ※ 対象範囲の見直し（JIS 適合外機種を対象から削除）"
	合板型枠	※ 板面表示に係る備考の見直しおよび経過措置の延長
役務		
	飲料自動販売機設置	★ 冷媒及び断熱材のノンフロン化に係る判断の基準に関する除外規定の変更（紙容器飲料自動販売機については除外規定の削除、カップ式飲料自動販売機については経過措置の設定） ※ 特定の化学物質の使用制限について、リユース部品における除外規定を設定
	引越輸送	★ 梱包用資材及び養生用資材について植物由来プラスチックの使用に係る配慮事項の追加